

2010年10月中国北京・長沙出張レポート

劉 曉 倩・洪 振 豪
(北海道大学大学院法学研究科
グローバルCOE研究員)

2010年10月14～15日の2日間にわたり、中国・北京市にある中国人民大学において国際シンポジウム「International Forum on the Centennial of Chinese Copyright Legislation」が開催された。同シンポジウムは、中華人民共和国新聞出版総署及び中華人民共和国国家版權局の指導の下、中国人民大学が主催し、中国法学会、中国版權協会の協賛により開催された。本学からは、本グローバルCOE拠点リーダーの田村善之教授が報告者として参加した。田村教授の報告は、中国人民大学知識産権学院院长である劉春田教授の招聘により実現したものである。また、本拠点の劉GCOE研究員と洪GCOE研究員も参加した。

同シンポジウムには、中国から、前最高人民法院院長任建新氏、最高人民法院副院長奚曉明氏、前全国人民大会常務委員会副委員長許嘉璐氏、国家新聞出版総署署長・国家版權局局长柳斌杰氏、中国法学会副会長胡忠氏、中国政法大学沈厚鐸教授、中国人民大学知識産権学院院长劉春田教授らが参加した。くわえてドイツ・マックス・プランク知的財産法・競争法・租税法研究所（Max Planck Institute for Intellectual Property, Competition and Tax Law）Joseph Strauss教授、同研究所Adolf Dietz教授、イギリスGlasgow大学Ronan Deazley教授、台湾政治大学馮震宇教授、韓国東国大学朴栄吉教授らも参加した。

同シンポジウムでは全体会にくわえ、「著作権制度の歴史、発展及び国際的新傾向」、「新技術にもたらされる著作権制度への挑戦」、「著作権の司法保護—民事保護及び刑事保護」及び「著作権集中管理及び文化産業の発展」の四つの分科会が並行して開催された。田村教授は、2日目の「新技術にもたらされる著作権制度への挑戦」分科会において、「Rethinking Copyright Institution for the Digital Age: Japanese Perspective」と題する報告を行った。田村教授はまず、著作権制度はその起源からして技術や社会の

環境変化に応じて創設されたものであり、将来的にもこれらの環境変化に応じて変容すべきものであると指摘した。また、それにもかかわらず、政策形成過程には、多数の者に分散化された利益よりも、少数の者に集中した利益のほうが反映されやすいというバイアスがあること、複製技術やインターネットが発展した結果、著作物の利用の機会は増えているにもかかわらず、私的なユーザーの視点に立った法改正の動きはどうしても鈍りがちとなること、インターネットの時代になり、権利行使に一切無関心な著作権者の著作物(特に著作権者が不明になっている孤児著作物が典型例)までもが大量に容易に利用できるようになってきているにもかかわらず、このようなタイプの権利者の意向は、政策形成過程にはほとんど反映されにくい結果、権利者の意向と著作権法の乖離も大きくなっていることを強調した。そうした経緯を踏まえうえて、田村教授は、むしろ政策形成下でアクションを取ることが困難な側に法制度を合わせ、政策形成下でアクションを取れる側に政策形成を動かすようにさせる考え方がありうるとの見解を示して報告を締めくくった。

また、10月16日には、中国人民大学法学院・知識産権学院と北海道大学大学院法学研究科との学術交流や学生の交換留学を内容とする交流協定の調印式が挙行された。調印式には、中国人民大学から、法学院長の韓大元教授、知識産権学院長の劉春田教授、法学院の郭禾教授、金海軍教授が、本学からは、田村教授、劉GCOE研究員、洪GCOE研究員、大学院法学研究科修士課程の顧昕氏が参加した。

北京で行われたシンポジウムや調印式に引き続き、10月17～18日、湖南大学法学院院長杜鋼建教授の招聘により湖南省長沙市岳麓区に所在する湖南大学法学院で開催された「日中知的財産法学術交流会並びに『日本現代知識産権法理論』出版記念会」に参加した。

この会には、中国の華南、華中、広東地方の知財分野の研究者や実務家も多数参加した。学術交流会は計三つのセッションに分かれて開催された。まず、第一セッションでは、湖南大学法学院党委員会書記屈茂輝教授が司会を務め、本学田村善之教授と札幌学院大学の鈴木敬夫名誉教授が基調講演を行った。田村教授は、「知的財産法政策学の試み」と題する講演を行い、鈴木名誉教授は、「文化価値の多様性と先住民、少数民族—日本アイヌ民族の現状—」と題して講演を行った。その後、中南大学法学院の何煉

紅教授と湖南大学法学院の邱興隆教授より、質問およびコメントがなされた。

第二セッションでは、湘潭大学法学院院長胡肖華教授が司会を務め、本拠点の劉曉倩GCOE研究員が「応用美術の著作物該当性」と題する報告を行い、次いで、汕頭大学学生処副処長・興科達知識産権事務所主任の王獅氏が「プリント基板に関する知的財産権保護」と題して報告を行った。その後、国防科学技術大学の李芬准教授と湖南大学法学院の肖海軍教授からコメント・質問があった。

第三セッションでは、湖南大学法学院副院長鄭鵬程教授の司会の下、湖南省知識産権局の陳仲伯副局長が「中国における行政ルートによる特許権保護の実践とその特徴」、本拠点の洪振豪GCOE研究員が「知的財産権の侵害警告と『正当な権利行使』」、華中科技大学法学院の李揚教授が「冒認特許出願の対処」、湘潭大学法学院の蔡高強教授が「TRIPs協定第61条の解釈と中国の対応」、そして、湖南大学法学院の喻玲准教授が「ドイツにおける知的財産法の最近の動向」と題して、それぞれ報告を行った。その後、中南林業科技大学政法学院院長の周訓芳教授、湖南大学法学院の高中副教授よりコメントがなされた後、聴衆席からも多数の質問が提起され、活発な議論がなされた。

日中知的財産法学術交流会の終了後、『日本現代知識産権法理論』の出版記念会が開催された。同書の出版の発起人である湖南大学法学院院長の杜鋼建教授、同書の編集者の田村教授、監訳者の鈴木名誉教授、翻訳代表者として汕頭大学法学院の白巴根教授と華中科技大学法学院の李揚教授が出席した。中国有数の法律書の出版社でもある法律出版社により刊行された『日本現代知識産権法理論』は、本拠点の学術誌である『知的財産法政策学研究』より選ばれた12本の代表的な論文を杜院長の指揮の下で中国語化したもので構成される論文集である。同書の出版を契機として、日中両国の知的財産権研究における更なる交流が促進されるものと期待される。

湖南大学は、976年創立の「岳麓書院」をその前身とし、千年以上の歴史を誇る。また、法学教育も百年以上の歴史を有している。本拠点は、これまで武漢に所在する中南財經政法大學、華中科技大学、北京に所在する北京大学、人民大学とそれぞれ交流協定を結んでおり、研究者・留学生

の受け入れなどの国際交流活動を行ってきたが、湖南大学法学院との学術交流は今回が初めてであった。今回の学術交流会の成功を良いスタートとして今後の交流の深化が期待されよう。

最後に、親切な歓待をいただいた中国人民大学の韓大元法学院長、劉春田知識産権学院長、金海軍教授、そして、長沙で大変お世話になった湖南大学の杜鋼建法学院長、肖艷輝教授、汕頭大学の白巴根教授に厚く感謝の意を申し上げたい。